

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	温泉利用許可を受けた者の相続の承認		
根 拠 法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）	（条項） 第 17 条第 1 項	
基 準 法 令 名	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）	（条項） 第 17 条第 3 項 （第 15 条第 2 項（第 3 号に係る部分を除く。）の規定を準用）	
所 管 部 署	健康福祉部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	－
【審査基準】 ・ 文書の名称【 】 ・ 掲載図書等【 】 ・ 内容 ☒全部記載 ☐一部・項目のみ記載 [温泉利用許可の相続の承継承認基準] 温泉利用許可を受けた者の相続の承認は、温泉法第 15 条第 2 項（第 3 号に係る部分を除く。）に規定する欠格事項に該当しないことを基準とする。			

参考

[根拠法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可を受けた者の相続)

第 17 条 第 15 条第 1 項の許可を受けた者が死亡した場合において、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）が当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後 60 以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

[基準法令]

《温泉法》

(温泉の利用の許可)

第 15 条 (略)

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

- (1) この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
- (2) 第 31 条第 1 項(第 3 号及び第 4 号に係る部分に限る。)の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者
- (3) (略)

第 17 条 (略)

2 (略)

3 第 4 条第 2 項及び第 15 条第 2 項(第 3 号に係る部分を除く。)の規定は、第 1 項の承認について準用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。